

令和8年6月9日

第4回岩美町議会定例会議案

岩 美 町

目 次

- 議案第 6 0 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 議案第 6 1 号 岩美町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る
事務の委託に関する規約を定める協議について
- 議案第 6 2 号 鳥取市と岩美町との鳥取クレ射撃場の運営に関する事務の委託
に関する規約の変更について
- 議案第 6 3 号 町道陸上中央線落石対策工事（7ブロック）の請負契約の締結に
ついて
- 議案第 6 4 号 令和 8 年度岩美町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 5 号 令和 8 年度岩美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 0 号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について

次のとおり鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

岩美町長 長 戸 清

（提案理由）

鳥取県行政不服審査会の構成団体の変更に伴い、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、議決を得ようとするものであります。

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を改正する規約

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成２８年岩美町告示第
８０号）の一部を次のように変更する。

別表（第１条関係）中「、米子市日吉津村中学校組合」を削る。

附 則

この規約は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に
掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調
った日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

議案第 6 1 号

岩美町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査
委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、次のとおり岩美町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県と行うことについて、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

岩美町長 長 戸 清

（提案理由）

予防接種法に基づく定期の予防接種等による健康被害と思われる案件が発生した場合に設置する岩美町予防接種健康被害調査委員会に係る事務を、令和８年度から鳥取県に委託するため、当該規約の締結に係る協議をすることについて、議会の議決を得ようとするものであります。

岩美町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査
委員会に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 岩美町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）で求められる予防接種健康被害調査委員会の設置及び運営事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程等（以下「条例等」という。）に定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、岩美町長（以下「町長」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、甲の委託事務及び甲以外の市町村が委託する第1条に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第6条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(雑則)

第8条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年7月2日から施行する。

議案第 6 2 号

鳥取市と岩美町との鳥取クレー射撃場の運営に関する
事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、次のとおり鳥取市と岩美町との鳥取クレー射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の一部を変更することの協議について、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

岩美町長 長 戸 清

（提案理由）

委託事務の期間の満了に伴い、鳥取市と岩美町との鳥取クレ－射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の一部を変更することに関し協議することについて、議決を得ようとするものであります。

鳥取市と岩美町との鳥取クレ射撃場の運営に関する
事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

鳥取市と岩美町との鳥取クレ射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約（平成２９年鳥取市告示第１５４号）の一部を次のように変更する。

第２条を削る。

第３条第１項中「第１条」を「前条」に改め、同条を第２条とする。

第４条を第３条とし、第５条を第４条とし、第６条を第５条とし、第７条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第７条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、鳥取市長がこれを決算する。この場合において、当該決算に伴い剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について鳥取市及び４町が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

議案第 6 3 号

町道陸上中央線落石対策工事（7ブロック）の請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月9日提出

岩美町長 長 戸 清

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 町道陸上中央線落石対策工事（7ブロック） |
| 2 | 工 事 場 所 | 岩美郡岩美町大字陸上地内 |
| 3 | 工事完成期限 | 令和9年2月26日 |
| 4 | 請 負 代 金 額 | 68,970,000円 |
| 5 | 契 約 保 証 金 | 6,897,000円 |
| 6 | 請 負 者 | 鳥取県岩美郡岩美町大字新井550番地
福上工業 株式会社
代表取締役 福石 幸平 |
| 7 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |

（提案理由）

町道陸上中央線落石対策工事（7ブロック）の請負契約を締結しようとするものであります。

議案第64号

令和8年度岩美町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度岩美町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,183,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月9日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	金		840,704	115	840,819
16 県 支 出 金	金	2 国 庫 補 助 金	308,820	115	308,935
			807,373	6,569	813,942
20 繰 越 金	金	2 県 補 助 金	444,365	6,569	450,934
			1	7,333	7,334
21 諸 収 入	入	1 繰 越 金	1	7,333	7,334
			46,757	4,800	51,557
22 町 債	債	5 雑 入	43,963	4,800	48,763
			439,100	5,000	444,100
歳 入	入	1 町 債	439,100	5,000	444,100
		合 計	8,160,000	23,817	8,183,817

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,400,850	4,915	1,405,765
	1 総務管理費	1,203,632	4,800	1,208,432
	3 戸籍住民基本台帳費	47,430	115	47,545
3 民生費		2,681,367	2,111	2,683,478
	1 社会福祉費	1,381,289	2,111	1,383,400
5 農林水産業費		366,447	9,853	376,300
	1 農業費	256,518	9,853	266,371
6 商工費		258,499	539	259,038
	1 商工費	258,499	539	259,038
7 土木費		745,494	6,399	751,893
	2 道路橋りょう費	407,436	6,399	413,835
歳出	合 計	8,160,000	23,817	8,183,817

第 2 表 地 方 債 補 正

1. 変 更

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法
町道新設改良事業	千円 172,900	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて利率 の見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者と協定するものに よる。ただし、町財政の 都合により、据置期 間及び償還期限を短 縮し若しくは繰上 げ償還又は低利に借 換える。	% 補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ
合 計	439,100			444,100		

議案第 65 号

令和 8 年度岩美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度岩美町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 660 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,498,228 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金			366,566	330	366,896
		2 国庫補助金	109,163	330	109,493
7 繰入金			222,248	330	222,578
		1 一般会計繰入金	209,727	330	210,057
歳入		合 計	1,497,568	660	1,498,228

歳 出					(単位：千円)
款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務	費		22,526	660	23,186
		1 総 務 管 理 費	17,199	660	17,859
歳 出		合 計	1,497,568	660	1,498,228